



笑おう
～笑顔はみんなのために～

申込期限
6月28日(金)

「子どもびんずる」連参加申込書

長野びんずる実行委員会事務局 行

FAX : 026-217-8245

チーム名(連名)			
学校名・グループ名			
参加人数(子ども)	名	連長たすき ()本×2,000円	合計 円
		副連長たすき()本×2,000円	
参加人数(保護者)	名	参加費保護者()名×500円	
連長名(子どもでも可)			
保護責任者1	氏名： 住所：〒		
連絡先	TEL： Mail：		
保護責任者2	氏名： 住所：〒		
連絡先	TEL： Mail：		

《振込先》長野信用金庫 本店営業部 普通 0488373 第49回長野びんずる実行委員会事務局

採火式、法燈行列への参加を希望しますか？ 希望する ・ 希望しない
(どちらかに○をしてください)

別紙同意書の内容について同意致します。 連責任者名(保護者) (印)

※同意書の内容は、公式ホームページからご確認ください。

<http://www.binzuru.info/agreement.pdf>

同意書

第49回長野びんずる実行委員会 殿

- 原則 長野びんずるは大人・子どもが心から楽しむ祭りです。踊り・立ち居振る舞いを通じて、子どもたちの模範となるよう良識的な行動をします。
- 第一 連長は、事前に登録した人数、申込諸注意を厳守します。踊り開始前・踊り中を問わず、明らかな人数の過少登録など虚偽申告が発覚した場合や事前配布されたリストバンドの未着用を確認した場合は、進行の妨げとならぬよう直ちに退場致します。
- 第二 連長は連の監督・管理、副連長は、連の進行に対して責任を持ち、第49回長野びんずる実行委員会（以下「実行委員会」とする）が定める列間、連間を守り、他連の迷惑とならないようにします。また、明らかな迷惑行為や実行委員会から注意があったにも関わらず改めなかった場合に関しては、即時に踊りを中止し、進行の妨げとならないように退場致します。
- 第三 第49回長野びんずるに参加するにあたっては、令和元年7月11日（木）に行われる参加連説明会に連の責任者1名以上が必ず出席し、説明事項及び決定事項を遵守します。
- 第四 連で出したゴミ及び、踊りスペース周辺のゴミに関しては、指示に従い収集し清掃に協力致します。翌日の早朝清掃には必ず2名以上参加し、不参加の場合は清掃代行料として5,000円を支払います。
- 第五 未成年の飲酒、喫煙は致しません。又、踊り中の飲酒・喫煙は致しません。連長はこのことを連内に周知徹底致します。泥酔、立小便など他人や地域に迷惑を掛けるなどして注意を受けた際には、即時に退場致します。
- 第六 連内または連間に於けるトラブルに関して、連内及び連間で解決するものとして、実行委員会並びに商店街等の地域で組織される当祭り以外の実行委員会にも一切の責任は問いません。
- 第七 第49回長野びんずる開催期間中における事故・けが・盗難等に於いて、実行委員会並びに商店街等の地域で組織される当祭り以外の実行委員会にも損害賠償等の一切の責任は追及致しません。
- 第八 事故・喧嘩・急性アルコール中毒などの理由で救急車要請があった場合、祭り自体を即刻中止せざるを得なくなる可能性があること、また内容によっては翌年以降の祭り開催ができなくなる可能性があることに注意し、連長は連参加者にそのことを周知徹底致します。
- 第九 第49回長野びんずる期間中に撮影された映像、写真における出版物、広告制作物、その他、あらゆる用途に使用される事を承諾し、肖像権を譲渡します。
- 第十 実行委員会の判断により、諸トラブルに関して警察への通報が必要となった場合、現場より本部、本部より所轄の警察に事態解決の依頼をする事とし、処遇に関する一切の判断を警察に委ねる事に関して、異議申立ては致しません。又、警察からの如何なる指示にも速やかに従います。
- 第十一 暴力団または関係団体ではないことを表明致します。また、刺青、タトゥーを露出させません。上記の違反が発覚した場合は、即時に踊りを中止し、進行の妨げとならないように退場致します。
- 第十二 連の進行については、連間、各所にいる誘導員の指示に必ず従い、一定の進行速度を守ります。また連の渋滞の原因となるような踊り、行為があった場合は即刻踊りを中止し他の連の妨げにならないよう退場致します。
- 第十三 上記の事項を遵守することとし、違反があった場合には、スタッフの指示に従い退場となること、また第50回以降の長野びんずるに連として参加出場を停止されることに異議を申し立てません。